渉成園施設使用申請書 兼 許可書

年　　月　　日

真宗大谷派宗務総長　殿

このたび、下記のとおり渉成園の施設を使用いたしたく、許可くださるよう申請します。

寺院・教会名
（団体名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

使用者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印
申請者と同じ場合は「同上」と記入してください。

使用者住所　（〒　　-　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電 話 番 号　（　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当日連絡先　（　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号と同じ場合は「同上」と記入してください。

使用日時	年　月　日（　）　時　分　から　時　分まで		
使用施設	□臨池亭　□滴翠軒　□閬風亭　□蘆菴　□縮遠亭　□漱枕居　□代笠席 □芝庭園　□園内撮影		
使用内容	□食事（□昼・□夜）　□茶席　□展示会　□物品販売　□撮影　□その他		
使用人数	名（内訳：大人　名・中高生　名・小学生以下　名）		
飲食	□有　（仕出業者：□泉仙　□たん熊　□兼長酒店）　□無		
会場設営	□有　□無	設営業者	
使用備品	□机・椅子（　）人分　□毛氈　※ご希望がない場合は、人数分の座布団をご用意いたします。 各部屋の机・椅子の最大貸出数：【臨池亭・滴翠軒】各 12 名分／【閬風亭】40 名分／【その他施設】要相談		
車両駐車	□有（台数：　台）　□無 園内に車両駐車する場合は、事前に駐車許可が必要となります。		
使用冥加金	￥　―　**※記入しないでください。**		
庭園維持寄付金 大人　1人 700円以上 中高生1人 300円以上 小学生以下 無料	庭園の保全管理及び施設の充実のため、庭園維持寄付金をお納めいただきますようご協力をお願いいたします。 ご利用当日に渉成園受付にて人数分をお納めください。 ￥　―　（内訳：大人　名・中高生　名・小学生以下　名）**※記入しないでください。**		
備考			
賠償保障	上記の使用によって生じた一切の損害については、渉成園保存管理規程第８条により賠償いたします。 □同意する　□同意しない		

第＿＿＿号
渉成園施設使用について、上記申請を許可します。

年　　月　　日　　真宗大谷派宗務所　本廟部

当日、この『許可書』を受付に提示の上、ご入園ください。

渉成園保存管理規程（抜粋）

（目的）

第１条　この達令は、渉成園の保存及び管理について必要な事項を定める。

（管理の定則）

第２条　渉成園は、真宗本廟の飛地境内地で、枳殻邸とも称し、真宗本廟に参詣する僧侶及び門徒をはじめ、一般の人々にも本派の庭園として広く親しまれ、今日まで幾多の門徒の懇念により護持されてきた歴史に鑑み、その保存管理にあたっては、万全の体制を確保しなければならない。

（入園者の心構え）

第３条　渉成園に入園又は参観し、若しくは渉成園内の施設を使用しようとする者は、この達令に定める手続きを経て、あらかじめ許可を得るとともに、庭園及び建物の保護、風致並びに史蹟の保存及び防災に関して、管理者の指示に従わなければならない。

（参観）

第４条　渉成園の参観は、本廟部長が許可する。

２　前項により、渉成園の参観を許可したときは、本廟部長は参観券を交付するものとする。

（使用許可）

第５条　渉成園の通常使用は、第６条に定める使用許可申請書に必要事項を記入し、本廟部長の許可を得なければならない。ただし、渉成園における大規模な展示会等一般参観に支障あるものについては、渉成園運営委員会の議を経て、宗務総長の許可を得なければならない。

２　前項により、渉成園の使用を許可したときは、本廟部長は使用許可書を交付するものとする。

（使用許可申請書）

第６条　渉成園の使用許可をうけようとする者は、別に定める使用許可申請書を本廟部に提出しなければならない。ただし、本派の僧侶及び門徒以外の一般が使用する場合並びに展示会等の渉成園の目的以外に使用しようとする場合は、更に別に定める渉成園施設使用約款を提出しなければならない。

２　本廟部は、前項に定める提出書類のほかに必要と認めた事項について、説明書の提出を求めることができる。この場合、説明書を提出しない者には、使用を許可しない。

（冥加金）

第７条　渉成園を使用しようとする者は、別に定める冥加金を納入しなければならない。

（賠償責任）

第８条　すべての入園者は、庭園、建物及び付属物を毀損したときは、営繕審査会の査定によりその損害を賠償しなければならない。

（以下、条文省略）

附　　則

１　この達令は、２００５年７月１日から施行する。

渉成園施設使用約款

甲　真宗大谷派宗務所

乙　使用者「＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」

1　乙が渉成園の施設を使用する場合は、事前に甲に対し、所定の申請を行い、甲の許可を得なければならない。
2　乙が渉成園の施設を使用できる時間は、半日使用の場合は、３時間以内とし、一日使用の場合は、午前９時から午後４時までの７時間とする。
3　乙は、事前申請により上記時間外に施設を使用することができる。ただし、使用開始時間は午前８時からとし、午後１０時までに退園しなければならない。
4　乙は会場の準備、後始末などに要する時間を十分考慮して、許可時間内に退園しなければならない。
5　乙は、甲が許可した使用目的、使用内容及び使用時間を無断で変更することはできない。また、使用の権利を転貸したり、他に譲渡することはできない。
6　乙は、過失若しくは故意により建物、庭園、備品その他景観を破損、汚損した場合、即刻、甲に届け出るとともに、「渉成園保存管理規程」により実費弁償しなければならない。また、事後であっても乙に帰すべき責任により損害の発生が明らかな場合も同様とする。
7　乙が主催･使用することにより生じた関係者等とのトラブルについては、甲は一切責任を負わない。
8　園内において乙が用意した物品等の紛失があった場合、甲は一切責任を負わない。
9　乙は、定められた使用冥加金を、使用当日までに甲に納付しなければならない。ただし、甲の許可を得た場合は、期限を定めて別途納付することができる。
10　乙が甲に納付した使用冥加金は、いかなる場合も返金しない。
11　施設の使用期日の３日前から前日までのキャンセルは半額負担とし、当日のキャンセルは全額負担とする。

渉成園施設使用にあたっての注意事項

1　渉成園内駐車場のご用意はありますが、数に限りがありますので、必要最低台数の申請をお願いします。なるべく公共交通機関にてご参観ください。
2　不特定多数の人が出入りする催物の場合は、必ず企画書の提出と共に、事前に本廟部参拝接待所にお伝えいただきますようお願いします。
3　建物に釘や画鋲等を打ち込むことは、固くお断りいたします。
4　使用終了後は、必ず使用の設備などは全部各々の場所に返納の上、会場はもとの状態に戻してください。使用後、破損個所の確認を行いますので、本廟部参拝接待所までご連絡ください。
5　当園は火気厳禁です。一切の火気の使用を禁じます。なお、当園に喫煙所はありません。

上記約款及び注意事項を遵守することを誓約します。

＿＿＿＿＿年　＿＿月　＿＿日

真宗大谷派宗務所　本廟部長殿

使用者住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用者（乙）氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本廟部認印